

第11号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

政府は10月18日、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の一部を改正する法律案を閣議決定しました。労働基準法第32条の4に定められている「1年単位の变形労働時間制」を、都道府県・政令市の条例により公立学校の教員に適用できるよう、給特法第5条に地方公務員法第58条の読み替え規程を整備するものです。

地方公務員法第58条は、労働基準法第32条の4「1年単位の变形労働時間制」を地方公務員には適用しないと定めています。住民の生活や福祉に直結する公務員の業務に「繁閑」はなく、また、公務員には使用者と対等の立場で結ばれる労働協約の締結権が与えられていないためです。さらには、「1年単位の变形労働時間制」の導入の条件として1ヶ月を超えて1年以内の一定の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないこととし、週の労働時間をあらかじめ定めておくことが困難な業務については適用する余地がないとされています。こうしたことから、労働基準法が「1年単位の变形労働時間制」を導入するに当たっては、労働者の命と健康を守り、生活と福祉に資するといった労働法の理念を侵し、憲法の労働基本権を逸脱するものに他なりません。

1年単位の变形労働時間制



緊急国会行動で法案撤回を訴える教職員たち=10月25日、衆議院第2議員会館前

閣議決定

人間的な環境整備は教育条件の要諦

過重過密な働き方を制度化するなんて

「1年単位の变形労働時間制」は、1日8時間労働の原則を壊すという、労働者にとつて重大な不利益をもたらします。だからこそ、労働基準法は、变形労働時間制を適用する条件として「労使協定」の締結を厳格に求めます。しかし、法案は「労使協定」ではなく「条例」をつくれれば公立学校にも適用できるとする内容です。労働者の命と健康を守り、生活と福祉に資するといった労働法の理念を侵し、憲法の労働基本権を逸脱するものに他なりません。

や文部科学省がまずやるべきことは、時間外勤務が常態化している現場の実態を踏まえた条件整備です。時間外勤務の常態化に乗じて学期中の所定勤務時間を引き延ばすという発想は、教職員の命と健康を蔑ろにするものです。「忙しい時期には1日9時間から10時間働き、その代わり暇なときにその分働く時間が短くなる」という論理は「削った睡眠時間を後で溜めてとればいい」と言うに等しく、これは人間の生理学的な機能を全く顧みない暴論です。

本紙第9号(9月25日)でも報じたように、同制度導入により、退勤が今よりもさらに遅くなること懸念されます。定時内になんとか収めようと行われている会議や分掌業務などが所定時間延長に合わせて伸びることが結局後回しになることが想定され

での変更ができません。勤務時間管理を負う管理職の責任と仕事の煩雑さは甚大です。現場の混乱は想像に難くありません。同制度の最大の問題は、長時間労働の実態があるにも関わらず、それを労働時間として認めないということなのです。学期中の所定労働時間は伸びるのに、夏季休業などで確実に取れる保障もありません。

ます。(以前に示した図を再掲) 「ごまかし」で非人間的な労働を強いる同制度の導入は、子どもの教育への責任という観点から許されません。人間的な環境は教育条件の要諦です。檜山教組は、閣議決定の撤回を強く求めます。現場の実態と願いを伝えるため、署名とアンケートへの協力をお願いします。

(裏面に関連記事)

1年単位の变形労働時間制とは

1カ月を超え1年以内の期間を繁閑期に分け、「繁忙期」は1日10時間まで所定勤務時間とでき、期間全体で平均労働時間が、1日当たり8時間に収めるようにする制度。

現行法では民間事業所のみが対象で、教育公務員を含む地方公務員は対象外となっています。同制度を導入する場合、過半数労働者の同意に基づく使用者との「協定」が必要ですが、この同意事項に変え、都道府県・政令市の条例で定めることとするというのが、法案の内容です。

現行法上、使用者は、期間の初日の少なくとも30日前に、最低でも1カ月分の労働日と労働日ごとの労働時間を定める必要があり、さらに、一度決めると途中での変更ができません。

「1年単位の变形労働時間制」導入についてあなたの声をお寄せください!

ニュースで交流したり、今後のとりくみに反映したりします。用紙は最寄りの組合員へ。

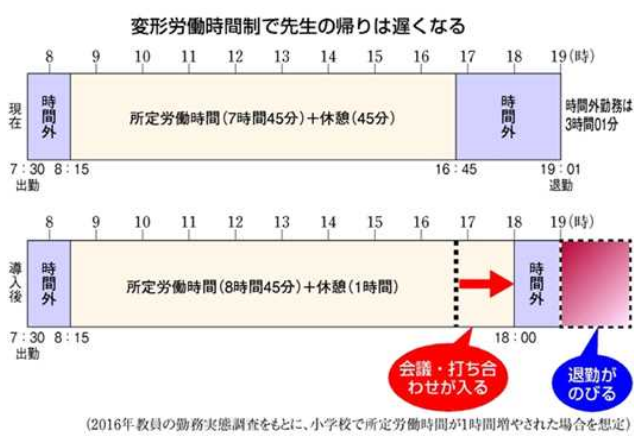
「1年単位の变形労働時間制」の導入について

賛成 ・ 反対 ・ どちらでもない

あなたの率直な声を

QRコードからの回答もできます

●12月9日までのとりくみです。
●下記にFAXでも可です。
・全北海道教職員組合 011-742-1001
・檜山教職員組合 0139-52-1490



ゴマカシ法案の撤回を

全教弁護団事務局長 齋藤園生弁護士報告概要

1年間の変形労働時間制



学期中は絶対短縮できない。所定内の労働時間の終了が、今4時45分だとしたらそれが6時になり、場合によっては7時になって、帰る時間がどんどん遅れる。そうすると、働き続けられなくなる職員が続出するのではないかと。それに、変形労働時間をやっても残業は禁止ではない。教員の場合は、給特法のもとで残業代はつかないので、青天井に残業は残る。

夏にまとめて休める保障無し

ゴマカシの二つ目は、夏休みに本当に休めるのか、ということ。

「休んでください」と言うが、そんな保障は制度的にどこにもない。「一生懸命働いて、夏休みに何とか休んだとしても、休みでない日にまた長時間労働する」。それだけの話で、全体としての労働時間が短くなるはずがない。当たり前。仕事量と人の数が変わらないのだから。ここを変えなければ、労働時間が短くなるという効果は期待できない。

労使協定すつ飛ばす仕組み

最大の問題は、「1年単位の変形労働時間制」を導入するときの労使協定をすつ飛ばしている、ということ。

労働基準法という法律は、当然公務員にも適用される。当たり前のこと。労働者だから。

ところが、これは最低限の基準だから労働者みんなに全部が適用されなくてはいけないはずなのに、おかしいことに公務員の特殊性を考えて「適用除外」だとして、除外項目があるという建て付けだ。「1年単位の変形労働時間制」

ここ数年、教職員の働き方は尋常ではないという認識は、市民的にも広がっている。全体の6、7割が過労死レベルを超えるところで働いていることは「尋常でない、何とかしなければならぬ」と、みんなが思っている。

労働時間短縮の効果無し

文科省がそこに乗って出してきたのが今回の「1年単位の変形労働時間制」。そこで言っているのは、「たしかに学期中は忙しくて大変かもしれない。だけど夏休みがあるじゃないか。夏休みにまとめて休んでいたのだから年間通して少しは労働時間が短くなる」ということ。

これはいくつかがゴマカシがある。騙されてはいけない。

10・18国会前行動
まとめ集会

2019檜山合同教育研究教科等集会講演要旨

「ひやま」号外発行



子どもたちの中で眠っている宝物

鈴木哲実先生（北海道作文の会・平取町振内中学校教諭）

勤務条件条例主義で勝手に、ところが、今回の給特法改正案は、全部そこを読み替えている。「労使協定はしない」と。なぜか。地方公務員である教職員の勤務条件は、条例で全部決めることになっている。「勤務条件条例主義」という。だから、労働者である教職員の意見だとか、組合の意見だとか、そ

んなものを考慮して「1年単位の変形労働時間制」を入れるかどうか、などということを検討する余地はないというのが、この条文の考え方だ。

だから、これは教職員だけの問題ではない。法律を作つて、「勤務条件条例主義」だと言つてしまえば、国家公務員だろうと地方公務員だろうと好き勝手に労基法の労働条件を変えてよい、ということを最初に制度的に言っているのが今回の「改正」ではないかと思う。

労基法適用が蔑ろにされる

はつきり言うと「教職員には労基法は無いのか」という制度。中教審や文科省など、労働法の世界を知らない人はともかく、これを厚生労働省がなぜ通すのか、内閣法制局がよくこの条文を通したものだ、と正直思う。労働法を「改正」する時は、基本的に審議会で労働者の意見も聞き、議論するが、それをやらない。

現場から声を上げよう

現場教職員のみなさんから、「こんなことされたら働けなくなる」という声を上げる必要がある。今でさえ4時45分とかに帰つて、子育てして、介護して、持ち帰り仕事して、という人がたくさんいる。それが、学期中は5時でも6時でも、場合によっては7時まで働けというのは、仕事と家庭の両立ができない、やめなくてはいけない人がたくさん出てしまう。

労働時間の短縮という効果もほぼありえない。大原則である労基法の適用が教員には無いといった制度改善。これはもう絶対反対だ」という声を上げていかなければ。

管理職も仕事成り立たなく

制度が導入された時、一番大変なのは管理職。教育委員会も。1年間の労働カレンダーを書かなければならない。この労働者は何時から働いて何時に終わるか、というカレンダーを作るのは使用者の義務。それをやるのは管理職。ただでさえ忙しい管理職にその仕事が増えたら、おそらく成り立たなくなるのでは。

10月5日開催の檜山合同教育研究教科等集会(江差小会場)で行われた講演会の要旨がまとめられました。生徒のつづり作品を可能な限り紹介する必要から、「ひやま」号外として発行しました。号外はA4版の大きさを10頁立ての冊子様式となっております。

一定の部数を職場にお届けしております。所望される方は、檜山教職員組合までご連絡いただければ、お届けします。

電話0139-52-0858 FAX0139-52-1490

豪雨・台風被災救援募金

子どもと学校への支援

ご協力お願いします

立て続けに襲う豪雨や台風。多数の犠牲と甚大な被害をもたらしました。幼い命も失われました。今なお、全容がわからないまま、被災者は疲労困憊の状態です。一刻も早い支援が求められます。道教組を窓口とした子どもと学校の支援募金をとりこんでいます。職場分会を通じて募金袋をお届けしています。皆様のご協力を心よりお願いいたします。

うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。

総合共済

月々 600円

さらに退職時には
掛金が全額戻ります!

- 結婚祝金に10,000円
- 出産祝金で5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ